

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.030

処 分 名	予防規程の変更命令
処 分 の 概 要	火災の予防のため必要があるときは、予防規程の変更を命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第14条の2第3項
処 分 基 準	◎認可を受けた予防規程が、消防法に規定する技術上の基準に適合しなくなったときその他火災の予防上適当でなくなった場合は処分の対象となります。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■消防法

第14条の2第3項 市町村長等は、火災の予防のため必要があるときは、予防規程の変更を命ずることができる。